

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	田辺市 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県田辺市長

公表日

令和6年6月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務【終了】 (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務【終了】 (3)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務【終了】 (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)の支給事務【終了】 (5)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5均等割のみ課税世帯)の支給事務 (6)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5こども加算)の支給事務 (7)物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯及びこども加算)の支給事務 (8)物価高騰対応重点支援給付金(調整給付)の支給事務</p>
③システムの名称	<p>(1)住民税非課税世帯給付金システム (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム (3)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金システム (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)システム (5)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5均等割のみ課税世帯)システム (6)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5こども加算)システム (7)物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯及びこども加算)システム (8)物価高騰対応重点支援給付金(調整給付)システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)住民税非課税世帯給付金ファイル (2)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金ファイル (3)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金ファイル (4)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分)ファイル (5)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5均等割のみ課税世帯)ファイル (6)電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(R5こども加算)ファイル (7)物価高騰対応重点支援給付金(新たな非課税世帯・均等割のみ課税世帯及びこども加算)ファイル (8)物価高騰対応重点支援給付金(調整給付)ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号利用法第9条第1項 別表の101の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第1項第8号 別表の101の項 ・番号利用法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	<p>(1)～(7)の支給事務:保健福祉部福祉課 (8)の支給事務:市民部税務課</p>
②所属長の役職名	<p>(1)～(7)の支給事務:福祉課長 (8)の支給事務:税務課長</p>
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	(1)～(7)の支給事務: 田辺市保健福祉部福祉課(和歌山県田辺市東山一丁目5番1号、0739-26-4900) (8)の支給事務: 田辺市市民部税務課(和歌山県田辺市東山一丁目5番1号、0739-26-9919)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(1)～(7)の支給事務: 田辺市保健福祉部福祉課(和歌山県田辺市東山一丁目5番1号、0739-26-4900) (8)の支給事務: 田辺市市民部税務課(和歌山県田辺市東山一丁目5番1号、0739-26-9920)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input checked="" type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

